

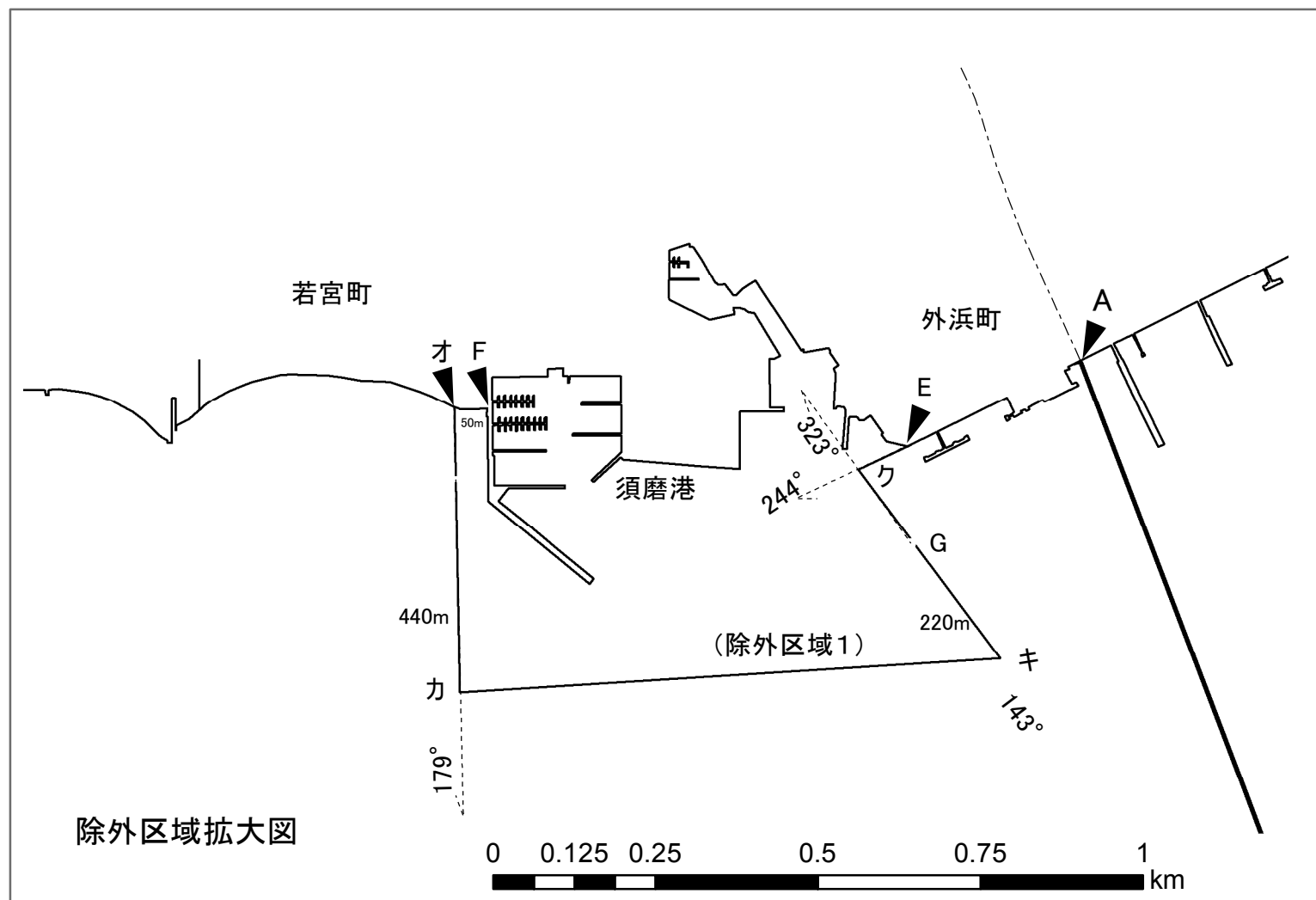
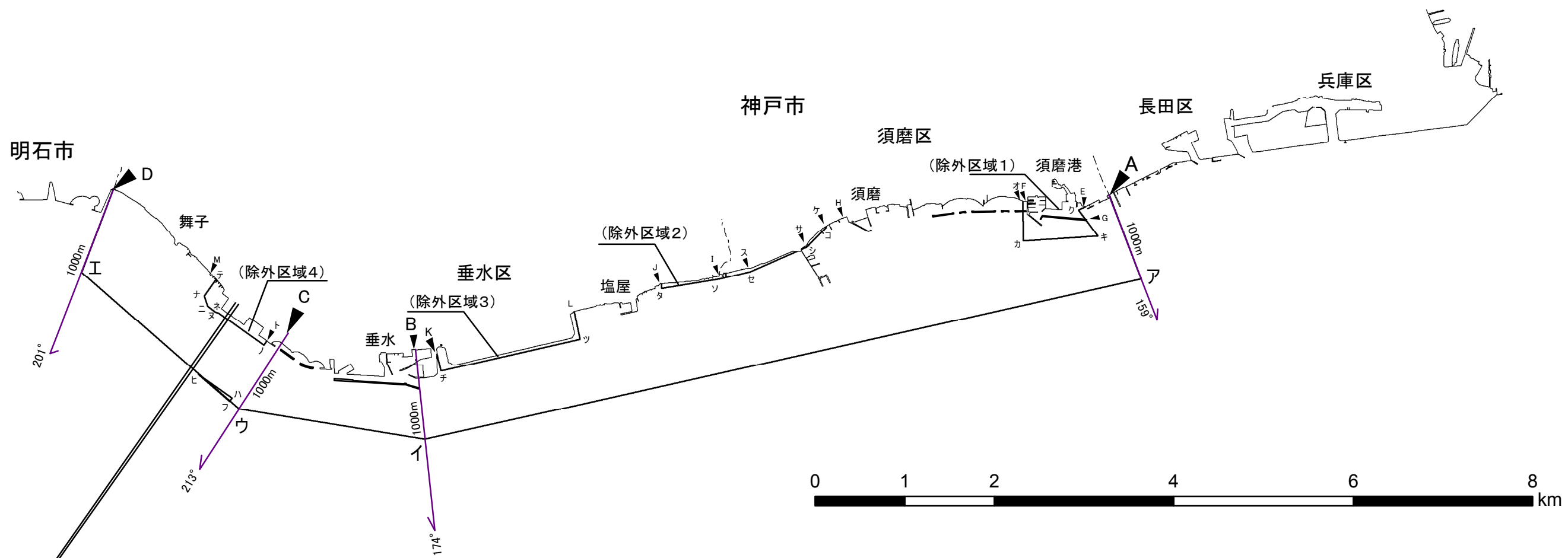
免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 2 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	神戸市須磨区及び垂水区地先	神戸市漁協
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域1)	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	点オ、カ、キ、G、ク及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域2)	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	点ケ、コ、シ、セ、リ、タ及びJを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域3)	
	"	つちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	点K、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域4)	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	点テ、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びトを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域5)	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	点ハ、ヒ、フ及びハを結んだ線によって囲まれた区域	
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界	
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 垂水漁港東側斜路西端	
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	C アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界	
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	D 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	E 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船舶廃油処理場護岸南角	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	F 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端	
"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	G 神戸市神戸港須磨沖防波堤東端		
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	H 神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角		
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	I 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界(堀川尻中央)		
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	J 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端の橋脚直下の護岸角 K 神戸市垂水区垂水漁港旧東側護岸に設置した標識 L Kから71度45分1,605.08メートルの点 M 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端 N 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点(北緯34度37.44分、東経135度1.63分) ア Aから159度1,000メートルの点 イ Bから174度1,000メートルの点 ウ Cから213度1,000メートルの点 エ Dから201度1,000メートルの点 オ Fから最大高潮時海岸線に沿って西へ50メートルの点 カ オから179度440メートルの点 キ Gから143度220メートルの点 ク Gから323度の線とEから244度の線との交点 ケ Hから鉄道護岸に沿って西へ160メートルの点 コ ケから159度50メートルの点 サ Hから鉄道護岸に沿って西へ470メートルの点 シ サから174度50メートルの点 ス Iから鉄道護岸に沿って東へ345メートルの点 セ スから174度50メートルの点 ソ Iから174度50メートルの点 タ Jから174度50メートルの点 チ Kから166度200メートルの点 ツ Lから167度10分340メートルの点 テ Mから最大高潮時海岸線に沿って東へ80メートルの点 ト Cから最大高潮時海岸線に沿って西へ152メートルの点 ナ テから215度230メートルの点 ニ ナから161度116メートルの点 ヌ ニから128度105メートルの点 ネ ヌから115度40メートルの点 ノ ネから125度の線とトから215度の線との交点 ハ Nから110度570メートルの点 ヒ ハから305度の線とウとエを結んだ線との交点 フ ハから215度の線とウとエを結んだ線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。



平成25年9月1日 免許
共第2号漁場

